

令和8年度トラック運転者の健康診断受診助成事業要領

令和8年4月1日

公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、トラック運転者（以下「運転者」という。）の健康診断に対してその費用の一部を助成し、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）又は協会未加入事業者（以下「非会員」という。）が行う運転者の健康管理・健康起因による交通事故を防止する事を目的とする。

2 助成対象者

- (1) 会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。
- (2) 非会員は、Gマーク認定事業所であること。

3 助成の対象となる健康診断

会員又は非会員の県内事業所（支店・営業所を含む。）に勤務する運転者が受診する「定期健康診断」若しくは「雇入れ時健康診断（運転者として雇入れた場合に限る。）」又は「特定業務従事者（深夜業）健康診断」で、令和8年4月1日（ただし、新規会員の場合は入会日）から令和9年2月22日の間に受診したものとする。

4 助成件数

- (1) 会員は、助成事業基礎台数（令和8年4月1日現在で協会に届け出ている車両保有台数とする。ただし、新規会員の場合は入会時の台数とする。）×1.4倍まで（小数点以下切捨て）。
- (2) 非会員は、令和8年4月1日現在の車両保有台数×1.4倍まで（小数点以下切捨て）。

5 助成金額

- (1) 「定期健康診断」又は「雇入れ時健康診断」
 - (2) 「特定業務従事者（深夜業）健康診断」
- 運転者1人につき(1)・(2)何れも1,500円とし、それぞれ年1回までとする。
ただし、1,500円未満の場合はその額とする。

6 申請期間

令和8年5月1日から令和9年2月22日。
ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

7 予算額 13,500,000円

8 助成金の申請手続

別紙の「トラック運転者の健康診断受診助成金交付申請書」に必要な書類を添えて協会宛てに郵便等又は持参により提出する。この際、非会員は令和8年4月1日現在の車両保有台数を確認できる公的書類を添付する。

9 助成金の返還

(1) 協会は、次のいずれかに該当するときは、助成金の返還を命じることができる。

ア この要領その他協会が定める事項に違反したとき。

イ 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 前項の規定により返還を命じられた会員については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

10 注意事項

運転者以外が健康診断を受けた場合は、助成の対象とならないので注意すること。